

所有不動産記録証明制度が施行（R 8. 2. 2～）

この制度は個人、法人等が所有する不動産を全国的規模で証明する制度です。

今まで所有不動産を調査する場合、本人や法人の住所地の市町村窓口において当該市町村所有不動産を名寄帳や評価証明書を取寄せて調査するのが一般的でしたが、この制度は他市町村の不動産や被相続人所有の不動産についても調査証明してくれる制度です。

相続登記の義務化に伴い、被相続人の不動産を把握しやすく、手続負担や登記もれ防止を図ることを目的としています。

1. 請求できる人 本人、本人の相続人、法人、
これらの人から委任を受けた代理人

1. 請求方法 書面又はオンライン(完全オンライン)で全国の
法務局に申請

1. 必要書類
 - ① 印鑑証明書
 - ② 本人確認書類
 - ③ 過去の氏名や住所を検索条件とする場合
それを証する書類
 - ④ 被相続人の不動産を調査する場合は
戸籍謄本、除籍謄本等
 - ⑤ 法人の場合は会社謄本
 - ⑥ 委任状

1. 手数料 窓口等で請求 1, 600円
※オンライン(完全オンライン) 1, 470円～1, 500円
ただし、検索条件とあって本人等の住所が何回か変わっている場合、氏名が変わっている場合などは変更しているごとに検索条件が変わり、1, 600円×○となります。

1. 受領 窓口又は郵送で受領
ただし1日ですぐ受領できるわけではなく、
2～3週間はかかります。

この手続きにより、被相続人の不動産調査がやりやすくなります。